



令和7年度 群馬県企業局 板倉ニュータウングリーンブロック 太陽光発電設備導入支援事業費補助金

板倉ニュータウングリーンブロック内住宅用太陽光発電設備の設置に要する経費を補助します。

■太陽光発電設備設置に要する経費の補助

最大(※1)

①補助金額

太陽光パネル出力 1kWあたり15万円
を補助します。

(※1) 助成金額の上限は100万円となります。

100 万円
補助

②太陽光発電設備の主な補助金交付要件(※2)

- ・一般社団法人日本電気工業会(JEMA)「PCSの標準的仕様について(第7版 2024年4月9日)」を遵守していること
- ・一般社団法人電気安全環境研究所(JET)の認証を受けていること
- ・太陽光パネル出力及びPCS出力は、それぞれおおむね4.0kW以上とすること

(※2) 上記以外の要件については裏面の補助要件をご確認ください。



■補助金の交付例

①太陽光パネル出力4kW

15万円×4kW=60万円

▶ 助成金額: 60万円

②太陽光パネル出力6.8kW

15万円×6.8kW=102万円

▶ 助成金額: 100万円

■必要な書類について

必要な書類等は、ホームページから確認できます。

URL: <https://www.itakura-newtown.or.jp/document/>



■ 補助対象者

※詳細は「板倉ニュータウングリーンブロック太陽光発電設備導入支援事業費補助金交付要綱」をご確認ください。

1. 補助金の交付対象者は、個人及び法人とする。
2. 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
 - 一 暴力団及び反社会的勢力に該当せず、かつこれらとの関係を有していないこと。
 - 二 県税等の滞納がある者
 - 三 その他本補助金の趣旨及び交付の目的に照らして企業管理者が適当でないとする者

■ 補助対象事業

1. 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、太陽光発電設備をグリーンブロック内の住宅又は売却型モデルハウスに導入する事業とする。
2. 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、本補助金の交付対象外とする。
 - 一 中古品の設置、予備品の設置、修繕その他これらに類する事業
 - 二 リース契約による事業
 - 三 技術開発、実証実験その他これらに類する事業
 - 四 関係法令、ガイドライン等を遵守しない事業
 - 五 交付決定前に契約等を行う事業
 - 六 同一の太陽光発電設備に対する他の補助事業
 - 七 その他補助金の趣旨及び交付の目的に照らして企業管理者が適当でないとする事業

■ 太陽光発電設備の補助要件

1. 一般社団法人日本電気工業会(JEMA)「PCSの標準的仕様について(第7版 2024年4月9日)」を遵守していること
2. 一般社団法人電気安全環境研究所(JET)の認証を受けていること
3. 太陽光パネル出力及びPCS出力は、それぞれおおむね4.0kW以上とすること
4. 未使用品であること
5. 発電量を計測する機器を備えること
6. 発電した電気は自家消費し、余剰電力は(株)グリーンエナジーぐんまに売電可能な接続とすること
7. 夜間や雨天等の自家発電ができないときは、(株)グリーンエナジーぐんまから電気を購入可能な接続とすること

■ 補助金手続の流れ

※まずは、設置の要件に適合しているかご確認ください。

step1

- ・ 申請書類(様式第1号及び必要書類)の提出
提出先:板倉ニュータウン販売センター

step2

- ・ 交付決定
群馬県企業局より通知が届きます。

Step3

- ・ 工事の着工→完成
要件をご確認のうえ工事をしてください。

step4

- ・ 実績報告書(様式第7号及び必要書類)の提出
提出先:板倉ニュータウン販売センター

step5

- ・ 補助金額の確定及び交付
補助金額の確定後、精算払いにより支払を行います。

お問合せ先



群馬県企業局
Gunma Prefecture Bureau of Public Utilities

団地課 分譲室 住宅・商業用地係 TEL 027-226-3955
〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 28階南フロア